

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【01】避難勧告

【教訓情報】

01. 地震による地滑り、土砂崩れの発生、建物倒壊等の恐れから、兵庫県下で52箇所、約77,000名(1月中)を対象とする避難勧告が発令された。当初は情報連絡が混乱する事態も生じた。

【教訓情報詳述】

01) 地震による地すべり、土砂崩れの発生、建物倒壊などのおそれから、兵庫県内では1月中に52箇所77,133名に避難勧告が発令された。

【参考文献】

> [参考] 兵庫県下の二次災害防止のための避難勧告発令については[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.131]にある。これによると、1月中の避難勧告は52箇所、2,482世帯、77,133名にのぼった。

> [参考] 神戸市における避難勧告発令については[『阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年－』神戸市(1996/1),p.205]参照。

> [参考] 宝塚市の市立逆瀬台小学校グランド南側擁壁などにおける二次災害防止のための避難勧告発令については、[『阪神・淡路大震災－宝塚市の記録1995－』宝塚市役所(1997/3),p.88]にある。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【01】避難勧告

【教訓情報】

01. 地震による地滑り、土砂崩れの発生、建物倒壊等の恐れから、兵庫県下で52箇所、約77,000名(1月中)を対象とする避難勧告が発令された。当初は情報連絡が混乱する事態も生じた。

【教訓情報詳述】

02) 現場では、マスコミ報道による避難勧告の情報が早かったり、誤報などもあって、大きな混乱が発生した。

【参考文献】

> [引用] 2,200人がいる兵庫大開小。...(中略)...テレビニュースが突然、隣のNTTの鉄塔が倒壊の恐れと告げる。鉄塔は75m。その支柱8本中6本に亀裂が走っていた。西に倒れれば校舎を押しつぶしてしまう。避難者が外へ飛び出し、兵庫中、会下山小、水木小へ。お年寄りばかり300人が残った[読売新聞大阪本社『阪神大震災』読売新聞社(1995/10),p.188]

> [引用] 午前中はまだ部屋も静かな状態であったが、午後3時以降、大和地区のガス漏れ情報で、動きが一挙に慌ただしくなる。テレビの誤った避難勧告情報により、住民約4千人が3カ所の学校に急ぎ、避難してしまった[『阪神・淡路大震災 川西市の記録－私たちは忘れない－』兵庫県南部地震川西市災害対策本部(1997/3),p.19]

> [引用] しかし、大和地区の「ガス漏れ」が住民の不安を招き、地元自治会を中心に独自のパトロールが行われていたが、「ガス漏れ」に関する情報が北部対策班にも全く届かないことから、地元自治会と東谷公民館で協議を行っている間に、テレビが「避難勧告」を流したため、急ぎ開設した3ヶ所の避難所(牧の台小学校、東谷中学校、東谷小学校)のなかでも、牧の台小学校に数千人の住民が避難し、大パニックを招く結果となった。また、災害対策本部並びに北部対策班は、この対応に追われた。[『阪神・淡路大震災 川西市の記録－私たちは忘れない－』兵庫県南部地震川西市災害対策本部(1997/3),p.21]

> [参考] 神戸市立兵庫大開小学校(神戸市兵庫区)・14時、学校東隣のNTTの鉄塔が倒壊する恐れがあるため、テレビ放映で避難勧告が出される。約2,000人の避難者のうち約300人を残して他の避難所や公園等へ移動する。夕方、避難勧告が解除され、避難者が戻り総数は約1,500人になる。・避難勧告にも関わらず学校に残った300人には高齢者が多かった。「鉄塔が倒れる位の余震やったら、どこに逃げても同じや」.[『震災を生きて 記録 大震災から立ち上がる兵庫の教育』兵庫県教育委員会(1996/1),p.120]

> [引用] (神戸市立魚崎小学校)11時頃、避難勧告が出された。ラジオの情報と同時に、警官10人程度が運

動場に入ってきて大声で避難勧告をした。避難先を言わず、ただ逃げてほしいという内容だったので、避難者の多くはかなり切迫した状態だと感じ、あわてて避難を開始した。自力で避難できない弱者は、地元の会社の寮から避難してきていた若い男性20人程が、職員室の椅子を車椅子代わりにしたり、一輪車に乗せたりして運んだ。また、警察の護送車とトラックも利用して、全員の避難を完了させた。〔神戸市教育委員会『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』(財)神戸市スポーツ教育公社(1996/1),p.64〕

>

〔引用〕金治さんは自らの判断を迫られた。タンクのある東部第二工区と隣の第一工区での避難勧告(第一号)を検討する。車が走るだけでも引火しかねず、着火源の排除を目的とした。午前六時、金治さんは勧告を発令する。

さらにすぐ、半径約二キロを目安にした範囲に広げる。最悪を考え、一方で「区内で逃げ場を確保できる範囲に」との判断もあった。分かりやすいように道路や川で区切った。「国道2号以南、石屋川以东、十二間道路以西と六甲アイランド」(第二号)で、ファクスを本庁に送り、マスコミへの広報を頼んだ。

ところが、消防関係には「JR神戸線以南、天上川以西、灘区境以东と六甲アイランド」と範囲が拡大されて伝わった。

〔神戸新聞記事「4. 代理発令 想定なき爆発 対処一任」1995・1・17からVIII 二日目の震災 避難勧告は伝わったか』(2005/1/21),p.-〕

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【01】避難勧告

【教訓情報】

02. 神戸市東灘区のLPガス漏洩に伴う避難勧告では、住民への指示が十分行き渡らず、避難所が混乱するとともに救出活動などにも影響があった。

【教訓情報詳述】

01) 現場と災対本部の連絡は混乱し、住民への指示も十分とはいえなかった。

【参考文献】

〔引用〕18日午前2時、周囲のガス濃度が安全値を超えた。午前6時、市災害対策本部は東灘区のほぼ西半分と六甲アイランドの住民に避難勧告を発令。対象は約7万人。しかし、東灘署には避難範囲、発令時間など具体的な情報は入っていなかった。「ガスが漏れて爆発するとラジオで言っていた」「どこまで逃げたらええんや」東灘署には電話が殺到。受付は避難者でごったがえした。発令の30分後、御影公会堂に人があふれはじめた。「どこまでが安全なんや」。区職員に避難住民が詰め寄った。〔神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.116〕

>

〔引用〕震災時、聴覚障害者は被害状況や避難勧告、救援などの情報が得られず、行動できなかつたり、遅れたりした。〔神戸新聞朝刊『復興へ 第10部(10)情報の保障を訴える「災害弱者」/テレビに字幕と手話を』(1996/5/30),p.-〕

>

〔参考〕この避難勧告に伴う情報混乱の様子については〔読売新聞大阪本社『阪神大震災』読売新聞社(1995/10),p.204-205〕参照。

>

〔参考〕この避難勧告に関するある避難者の手記が〔『災害時における情報通信のあり方に関する研究』兵庫ニューメディア推進協議会(1995/5),p.20〕にある。

>

〔引用〕兵庫県立御影高等学校(神戸市東灘区):避難勧告の情報は、市対策本部からではなく携帯ラジオから収集した。避難勧告によって避難者を別の避難所に移動させる旨を市対策本部に伝達したが、勧告解除の確実な情報もなかった。市に夕方問い合わせたところ、すでに避難勧告が解除されていた。〔『震災を生きて 記録 大震災から立ち上がる兵庫の教育』兵庫県教育委員会(1996/1),p.76〕

>

〔引用〕(被災地企業アンケート調査)2日目に付近で可燃ガスが漏洩し、一帯に避難勧告が発令された。しかし、対象エリアがはっきりしないので困った。前を通る消防職員に聞いても、「ここも範囲に含まれる」と答える人もいれば、別の消防職員は「ここは含まれない」と答えた。ヘリコプターで広報するなど、生命に関わる情報は徹底して正確に伝えてほしい。〔(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.30〕

>

〔引用〕一九九五年一月十八日午前六時、液化石油ガス(LPG)漏れ事故での避難勧告が発令される。「天に祈った」と、当時の東灘区長、金治(かなじ)勉さん(69)は振り返る。余震が続く中、住民にパニックが起きないか案じた。

報道機関への連絡は、兵庫県警と市災害対策本部に頼んだ。パトカーやヘリコプター、東灘消防署の広報車でも直接、住民に伝えることにした。しかし、情報は錯綜(さくそう)する。

〔神戸新聞記事「5. 緊急放送 情報錯綜混乱する現場」1995・1・17からVIII 二日目の震災 避難勧告は伝わったか』(2005/1/22),p.-〕

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【01】避難勧告

【教訓情報】

02. 神戸市東灘区のLPガス漏洩に伴う避難勧告では、住民への指示が十分行き渡らず、避難所が混乱するとともに救出活動などにも影響があった。

【教訓情報詳述】

02) この避難勧告によって、同地域内で行われていた救出活動・応急対策活動の中にはやむを得ず中断したところもあった。

【参考文献】

【参考】この避難が救出活動に影響を与えたとの指摘が[1.17神戸の教訓を伝える会『阪神・淡路大震災被災地“神戸”の記録』ぎょうせい(1996/5),p.56]にある。

>

【参考】避難勧告により、NTT東灘ビルで行われていた交換機の立ち上げ作業が中断された。[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.191-192]

>

【参考】この避難勧告により、隣接する関西電力東灘ガスタービン発電所で復旧作業中の4名が避難した。[『阪神・淡路大震災 復旧記録』関西電力株式会社(1995/6),p.133]

>

【参考】神戸市衛生局の記録では、震災当初(1月17日～23日)における神戸市民病院の救急・外来患者状況のうち、東灘診療所の患者数については18日ゼロ、19日4名とされており、この理由としてLPGタンクからのガス漏れによる避難勧告に伴う診療中止等の影響と記されている。[『阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部衛生部の記録』神戸市衛生局(1995),p.222]

>

【引用】「ガス漏れで爆発の危険があると聞き、急を要すると思った」と団員の西浦豊さん(56)。自主的に周辺住民に避難を呼びかけた。国道43号を北へ横断する人たちのため交通整理も始めた。さらに団員の大半が、車を北へ回させる誘導をした。

予定していた救出活動はできなくなった。十七日午後、生存者は既に少なかった。それでも西浦さんは「もう少し助けられたかも知れない」と、今も思う。

【神戸新聞記事】7. 救助 発令中の対応検証なく」『1995・1・17からVIII 二日目の震災 避難勧告は伝わったか』(2005/1/24),p.-]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【01】避難勧告

【教訓情報】

02. 神戸市東灘区のLPガス漏洩に伴う避難勧告では、住民への指示が十分行き渡らず、避難所が混乱するとともに救出活動などにも影響があった。

【教訓情報詳述】

03) 避難勧告は、LPGの移送開始および警戒体制の整備に伴い1月18日夕刻に一部解除され、最終的には1月22日午後14時30分に全面解除された。

【参考文献】

【引用】周辺住民七万人が避難先から帰宅したあとも漏出が続き、六日間にわたって誘爆発の危機が続いていたことが十七日、明らかになった。爆発すれば、タンクから半径二十キロ以内の市街地が火の海に包まれる恐れがあったとの指摘もあり、住民らは何も知らされないまま危険と背中合わせで生活していた。[読売新聞夕刊『大震災から3か月 タンク誘爆の危機6日間住民知らされず / 神戸コンビナート』(1995/4/17),p.-]

>

【参考】1月18日夕刻、避難勧告は一時解除された。県は激しい液状化現象によるLPガス貯槽の傾斜や配管の歪みから、余震による2次災害の恐れがあると判断し、職員を派遣して基地内のLPガス搬出の監視・指導を行った。その後、安全が確保されたことから1月22日14時25分、神戸市長は避難勧告を完全解除した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1ヵ月の記録』阪神・淡路大震災兵庫対策本部(1995/7),p.171]

>

【参考】この避難勧告の実施状況については、[神戸市『阪神・淡路大震災神戸復興誌』神戸市(2000/1),p.47-49]にもまとめられている。これによると、1月18日夕方には隣接の安全なタンクへのLPG移送が開始され18時30分には安定した移送状態になったこと、神戸市消防局や応援都市・応援事業所の自衛消防隊による3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)が4組そろって警備体制が整備されたことなどがあげられている。これにより、同日18時30分、一部の避難勧告が解除され、最終的には

22日14時30分に全面解除となった。

>

[引用] 神戸・六甲アイランドに住む神戸大学工学部助教授の大西一嘉さん(52)は、島の住民に「1月18日」の危険情報がどう伝わったか、一九九六年末に調査した。自ら「情報過疎」の不安を実感した体験も動機になった。

震災二日目、避難勧告に従った人は回答者の94%にもなる。高層住宅の館内放送で住民が一斉に移動した。ただし、車の所有者の47%が車を使った。大西さんは「車がガス爆発の着火源になる危険性は認識されていなかった」と見る。

避難所は寒く、正午ごろの食糧配給後は帰宅する人が目立った。午後六時、六甲アイランドの自治会は「自主解除」を避難者に告げた。「寒い避難所にいるのは限界」との理由からだった。

[神戸新聞記事「10. 自主解除 危険への認識ないまま」1995・1・17からVIII 二日目の震災 避難勧告は伝わったか』(2005/1/27),p.-]

>

[引用] 東灘区役所では、区長だった金治(かなじ)勉さん(70)が勧告の解除を検討していた。路上で寒さと飢えに耐える避難者が窓から見えた。「自主解除」して帰宅する住民がいるとの報告も受けていた。

「外で夜を迎えるのはあまりに過酷。早く解除したかった」。だが、安全と判断する根拠がなかった。結局、LPGの流れが安定した同六時半、金治さんは「移送の条件が整った」として「いったん解除」を決めた。

移送作業には数日かかる。漏れが止まったわけでもない。しかし、住民には「解除」と伝えられた。複数のラジオ局が「移し替えが終わった」と誤って放送した。…(中略)…

二十二日午前六時、ついに移送完了。その後、漏れていた元弁をテープで縛った。午後二時半、神戸市災害対策本部は、避難勧告の「完全解除」を発表した。しかし、金治さんは「私は十八日に解除した。その後、本当に状況が悪化したら避難命令を出すつもりだった。二十二日の解除は知らない」と語る。

[神戸新聞記事「10. 自主解除 危険への認識ないまま」1995・1・17からVIII 二日目の震災 避難勧告は伝わったか』(2005/1/27),p.-]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【01】避難勧告

【教訓情報】

02. 神戸市東灘区のLPガス漏洩に伴う避難勧告では、住民への指示が十分行き渡らず、避難所が混乱するとともに救出活動などにも影響があった。

【教訓情報詳述】

04) 避難勧告によって、避難先からの再避難などが必要となった。避難者数が一挙に倍増した避難所もあり、食料物資の確保などのために避難者数を把握することも難しい状況となった。

【参考文献】

[参考] (神戸市立御影北小学校)18日6時過ぎから、LPガス漏れによる避難勧告にともない避難者が続々と押し寄せたため、前日の避難者数650人から一挙に2,020人になった。被害のあった講堂を除く全棟を開放したが、1教室あたり40~50人が詰め込まれ、さらには屋の中には入りきれず廊下にまで避難者があふれた。[『大規模災害時における避難所のあり方に関する研究報告書』尼崎市・(財)あまがさき未来協会(1996/3),p.48-49]

>

[参考] (神戸市立福池小学校)前日の避難者は2,000人程度だったが、避難勧告が発令された関係で、一時は3,000人を超える避難者でこった返した。[『震災を生きて 記録 大震災から立ち上がる兵庫の教育』兵庫県教育委員会(1996/1),p.29]

>

[参考] 東灘区に出された避難勧告であったにもかかわらず、隣接する灘区の海岸も危険だとの誤情報が伝わり、結果として灘区東側の指定避難所で避難者数が増大したとの報告もある。[小林和美・池田大臣・中野伸一「1 神戸市灘区における避難行動の地域的展開」『阪神大震災研究2 苦闘の被災生活』(1997/2),p.42]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

01. 震災翌日から、他府県の応急危険度判定士の応援を受けて第1次危険度判定が実施された。対象は4階建て以上の建物で、神戸市では「使用禁止」の貼紙が貼られた。

【教訓情報詳述】

01) 第1次危険度判定は、判定に必要な資材、人員確保の問題から、急遽「使用禁止」等の札を用意し、目視により4階建て以上の共同住宅を対象として実施された。

【参考文献】

【引用】被災直後の混乱の中で、兵庫県、神戸市等の被災公共団体は、被害が甚大であり、緊急に被災建築物の応急危険度判定が必要であると判断したが、3区分の判定活動を行うための物資、技術者を早急に準備することが困難であったため、急きょ、「使用禁止」の札を用意し、目視により明らかに危険な建築物を判定し、札の貼り付けを応急的に行う方法により、被災翌日の18日から判定活動を開始した。[建設省住宅局建築指導課「阪神・淡路大震災その時、我々はどう対応したか」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.29]

> 【引用】そこで、被災した建築物の危険な状態から住民の2次災害を防ぐ必要があるので、その対応にかかるとなる。このころ、建設省においても、被災建築物に対する被災度判定についての実施計画が進められていた。そういった中で建設省と連絡をとり、進め方等についての協議、応援の依頼をし、同時に近隣の府県にも応援の依頼をする。被災地の各市に「被災建築物から住民の2次災害を防ぐため「使用禁止」とか「この建築物は危険です、立ち入らないで下さい。」といった注意を喚起する文書を貼っていくように。」と連絡をとり、同時に特に被害の大きい神戸市に県の建築職の職員を動員する準備をする。これが後の被災建築物の応急危険度判定(2次判定)につながっていくことになる[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.18]

> 【引用】最初はとにかく2次災害を防ぐといった目的で始められ、ビラの内容も「使用禁止」といったものから「この建物は危険です、近づかないで下さい。」といった注意を喚起する内容で、それぞれで決められたと思います。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.149]

> 【引用】県外から大量動員していただいても、それに対応する職員を確保できないということがありました。それから、もう一つには、おそらく県、市の予算的な検討もあったかと思いますが、大量動員をした場合には、その資金はどうなるのかということも前例がございませんので、それらについても当然、役所の方であれば心配されると幾つもの心配が重なって、県外動員については直前まで受け入れてよいのか分からないということがありました。...(中略)...ともかく危険な場合には、早く知らせること、それから安全な場合にもそのことを早く知らせること。この二つが極めて被災直後については喫緊のことだということ、それらのお話をした上で、18日の夜中ですが応援態勢を受け入れるという合意ができて... (後略)... [兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.192]

> 【引用】(芦屋市役所)第1段階の調査実施に当たっては、緊急のため県と事前協議ができず、調査結果の張り紙に対する市民からの問い合わせによって実状を知る始末であった。[「阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96」芦屋市(1997/4),p.228]

> 【参考】西宮市における第1次応急危険度判定では、公共建築物、特殊建築物を対象都市、市建築行政職員により実施された。また立入禁止張り紙の内容も「この建築物は危険です 立ち入ったり、近寄らないで下さい」というものだった。[西宮市総務局行政資料室「1995・1・17 阪神・淡路大震災―西宮の記録―」西宮市(1996/11),p.27]

> 【引用】県職員は、神戸市内の被害が大きいということで、神戸市を重点的に応援することとし、取りあえず外観から見て危険とわかる建物に「使用禁止」の紙を張るよう指示を行った。しかし使用禁止の紙が大量に足りない。そこで、原票の赤札をコピーして、「黒札」になった紙を張ることとした。[「阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像」(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.303]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

01. 震災翌日から、他府県の応急危険度判定士の応援を受けて第1次危険度判定が実施された。対象は4階建て以上の建物で、神戸市では「使用禁止」の貼紙が貼られた。

【教訓情報詳述】

02) この判定活動は、被災自治体職員、建設省、住宅・都市整備公団、周辺県等および民間からの延べ1398名にのぼる支援を受けて行われ、22日まで実施された。

【参考文献】

【参考】第1段階の判定は、1月18日から1月22日にかけて行われ、延べ人数1,398名、最大1日当たり300名の建設省、住宅・都市整備公団、周辺県等および民間技術者が支援した。[建設省住宅局建築指導課「阪神・淡路大震災その時、我々はどう対応したか」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.29]

>

【参考】神戸市住宅局による第1次応急危険度判定の実施状況については、[『阪神・淡路大震災 記録誌』神戸市住宅局(1997/4),p.26]参照。ここには、危険度判定を3段階に分けることも検討したものの判定困難との判断から明らかに危険な建築物のみを対象としたこと、違反建築物への是正指導に使用していた赤色の「使用禁止」の紙を使用することにしたが、コピーした結果、黒紙となったこと、住宅地図記入手順や地図回収手順などが徹底していなかったためにどの建物が「使用禁止」となっているか完全に把握できなかったことなどが記されている。

>

【引用】(川西市)午後になって、県建築指導課の指示により建築審査室では、目視による応急的な危険判定を行い、被害の大きな住宅には、2次災害防止のため「立入禁止」の措置を取った。[『阪神・淡路大震災 川西市の記録 - 私たちは忘れない -』兵庫県南部地震川西市災害対策本部(1997/3),p.25]

>

【引用】(宝塚市)平成7年1月19日から1月24日まで特殊建築物を対象として第一次被災建築物応急危険度判定調査を実施、建物調査件数141件のうち、9件に対して立入禁止の貼り紙をする措置をとった。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 -』宝塚市役所(1997/3),p.89]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

01. 震災翌日から、他府県の応急危険度判定士の応援を受けて第1次危険度判定が実施された。対象は4階建て以上の建物で、神戸市では「使用禁止」の貼紙が貼られた。

【教訓情報詳述】

03) 判定の結果、神戸市を中心に2,825棟の建築物に「使用禁止」の紙が貼られたが、判定内容の妥当性も課題となった。

【参考文献】

【引用】「使用禁止」のステッカーを貼ることは、民事的には種々問題を起こすことはわかっているが、人命にはかえられない、と強行を指示...(後略)[貝原 俊民『大震災100日の記録 兵庫県知事の手記』ぎょうせい(1996/2),p.26]

>

【引用】評価としては、最初は3段階ぐらいの判定にしようと思ったのですが、そうすると現場で判定をする人が迷うのではないかということで、簡単な判定ができるよう、誰が見ても危ない物について「使用禁止」を貼ろうというような単純なものにしました。その当時からテレビ等で報道されまして、行政としてはよくやっているという評価は受けたとおもいますが、今振り返りますと、本当に危ない、誰が見ても危ないようなものに紙を貼る必要があったか若干反省はしております。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.142-143]

>

【参考】第1次判定の結果、神戸市を中心に2,825棟に「使用禁止」の紙が貼られた。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.28]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

02. 第2次判定は、共同住宅を対象に3段階の評価方法で行われた。実施にあたっては、建設省を中心とする「応急危険度判定支援本部」が設置され、35都道府県の技術者などが参加した。

【教訓情報詳述】

01) 第2次判定は、居住者の2次災害防止、避難者の早期帰宅を促すことを目的に、共同住宅を対象として「危険」「要注意」「調査済み」の3段階の判定が行われた。

【参考文献】

【引用】一方で被災した各地の状況は想像を絶するものとなり、各行政機関は、必死の捜索・救助作業に忙殺されている状態でした。しかし、地震発生後時間が経過するに連れ、被災した建物から緊急避難した人々の数が膨大になっていること、自宅に帰りたくとも自宅に被災の程度がどのくらいで、今後予想される余震に対する安全性がどのくらいあるのかを知りたいニーズがどんどん高まっていること、避難所の能力や維持の困難性から言っても、早急に応急危険度判定を実施し、住民に安心感を提供することが緊急に必要であるとの認識がどんどん高まっていきました。対策に着手するのが遅くなればなるほど、震後の混乱がどんどん広がるのが懸念されました。こうした極めて緊迫した、そして苦渋の判断を伴う困難な状況で、各方面の応急危険度判定の実施に対する決意が高まっていきました。とはいえ、動員しうる技術者の数や資材等にも自ら限りがあります。結果としてなされた苦渋の判断は次のようなものでした。つまり、関係被災者の数が多くより早急な対応が求められ、さらにより客観的な判定が強求められるであろう共同住宅については、行政を中心として全数調査を行い、戸建住宅については、地元及び全国から駆け付けてくれたボランティア建築士等により要請に応じて判定業務を提供する相談体制を整備するということでした。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.165]

> 【引用】対象建築物としては居住者の2次災害の防止と安全、そして避難者の早期帰宅を託すために被災地域内の全共同住宅(長屋を含む)を調査することとした。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.33]

> 【引用】2次判定作業について協議を行う。各市とも市民対応に追われており、これ以上は困難との意見も出されたが、2次災害防止のため、是非とも実施する必要があることを説得し、最終的には、県案通り実施することが了解された。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.33]

> 【引用】(宝塚市)平成7年1月25日から平成7年2月3日にかけて、他府県からの応急危険度判定士の応援を得て、共同住宅、長屋住宅を対象に第二次被災建築物応急危険度判定調査を実施し、被災建築物に、「危険」179件・「要注意」389件・「調査済み」1,490件(調査件数2,058件、従事者延べ人数205名)の赤・黄・緑の貼り紙をした。[「阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 -」宝塚市役所(1997/3),p.89]

> 【引用】(川西市)当初、建築相談で最も多かったのは、「今度余震があれば我が家は大丈夫だろうか」という不安を訴える声だった。そこで、1月19日から1月21日までの3日間、建築審査室職員は市内全域で危険度が高いと思われる建築物を緊急に調査し、著しく危険と思われる建築物には、張り紙により所有者等の注意を促す第1次応急危険度判定を実施した。しかし、日を重ねて増え続ける「我が家も見たい」という要望に応えるため、第2次応急危険度判定として市役所5階に「共同住宅等応急危険度判定調査事務室」を設置し、1月25日から2月3日までの10日間に、建設省をはじめ全国各地の1府5県11市からの応急危険度判定士等の応援を受け、約2,600件の共同住宅及び長屋住宅等の応急危険度判定を実施した。[「阪神・淡路大震災 川西市の記録 - 私たちは忘れない -」兵庫県南部地震川西市災害対策本部(1997/3),p.141]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

02. 第2次判定は、共同住宅を対象に3段階の評価方法で行われた。実施にあたっては、建設省を中心とする「応急危険度判定支援本部」が設置され、35都道府県の技術者などが参加した。

【教訓情報詳述】

02) 第2次判定は1月22日から2月9日まで行われ、延べ5,068名により46,610棟が調査された。この活動の調整にあたっては、建設省が中心となって大阪府庁内に「応急危険度判定

支援本部」が設置された。

【参考文献】

[引用] 第2段階の支援活動は…(中略)…2月9日まで行われ、延べ人数5,068名、最大1日当たり400名強の建築技術者が建設省、住宅・都市整備公団、35都道府県から派遣され、従事した。この結果、神戸市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、芦屋市、明石市、洲本市、淡路町、東浦町、北淡町、津名町、一宮町、五色町、西淡町の9市7町の地域において、46,610棟の建築物について判定が行われ、「危険」6,473棟(13.9%)、「要注意」9,302棟(20.0%)、「調査済み」30,832棟(66.1%)となった。[建設省住宅局建築指導課「阪神・淡路大震災その時、我々はどう対応したか」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.30]

>

[参考] 1月23日～2月9日まで行われた2次判定の総動員数、集計結果などについては、[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか」(1997/1),p.28-29]も参照。

>

[引用] 建設省は、翌23日には第2段階の応急危険度判定を円滑に進めるため、大阪に支援本部を設置し、人的・物的支援を行うための体制をさらに強化した。[建設省住宅局建築指導課「阪神・淡路大震災その時、我々はどう対応したか」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.30]

>

[引用] 約一週間が過ぎた一月二十一日、…(中略)…建設省の羽生(建築指導)課長から電話がかかってきた。

「建設省も応急危険度判定の現地本部を大阪府に設置し、全国の都道府県の職員に対する研修も終え、本格的に応急危険度判定実施の体制を整えました。二十三日の朝から、三色のシールによる判定に切り替えたいと思いますがどうですか」という内容である。

山崎(県建築指導課長)は、「分かりました。特にアパート、マンション、長屋などの共同住宅の判定を重点にお願ひします」と言って電話を置いた。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.304]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

[02] 被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

03. 建設省の呼びかけに応じ、民間団体のボランティアによる「被災度判定体制支援会議」も発足し、地元行政機関および地元民間団体と協調しながら、巡回建築相談員として戸建住宅の危険度判定支援等を行った。

【教訓情報詳述】

01) 戸建住宅の応急危険度判定については、当初、県の依頼を受けた兵庫県下の建築関係民間団体などが対応していた。

【参考文献】

[引用] 兵庫県との協議によって県下の建築関係4団体の建築技術者たちも、ボランティアで戸建て木造住宅の応急危険度判定業務を実施した。「支援会議」が主として被災地の東側にあたる阪神間～灘・東灘区を中心に活動していたのに対して、これら4団体の実施した危険度判定は県下全域に及んだ。[1.17神戸の教訓を伝える会「阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録」ぎょうせい(1996/5),p.136]

>

[引用] なお、支援会議が活動する以前から地元の民間ベース(兵庫県建築士事務所協会等)での活動が既になされており、当然、これらの活動とも十分に連携をとりながら活動を行った。[『兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議活動結果報告書』兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議(1995/5),p.4]

>

[参考] 1月18日より地元建築関係団体(建築士事務所協会、建築士会、新日本建築家協会等)が地域担当範囲を決めた上で戸建て住宅の危険度判定を行っていたことについては、[兵庫県神戸支部「兵庫会の震災後の対応」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.34]にある。

>

[引用] さらに、知事から、戸建て住宅の応急危険度判定も実施するよう指示が出たため、こちらは建築士会のボランティアメンバーにお願いすることで対応した。…(中略)…この応急危険度判定の作業が進むにつれて、自分の家が緑色の判定を受けたのが分かったと自宅に戻る被災者は多く、これを機に避難所の人数も目に見えて減っていった。…(中略)…結局、応急危険度判定は戸建て住宅までは数が多すぎて全部はやりきれなかった。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.305]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

[02] 被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

03. 建設省の呼びかけに応じ、民間団体のボランティアによる「被災度判定体制支援会議」も発足し、地元行政機関および地元民間団体と協調しながら、巡回建築相談員として戸建住宅の危険度判定支援等を行った。

【教訓情報詳述】

02) 建設省の呼びかけに応じて民間団体のボランティアによる「被災度判定体制支援会議」が発足、1月27日から2月末までに延べ5,564名が計30,935件の相談に応じた。

【参考文献】

[参考] 被災度判定体制支援会議の活動結果に関する詳細は、[『兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議活動結果報告書』兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議(1995/5),p.-]にまとめられている。支援会議では、東京を本部機構とするとともに、大阪建築会館内に大阪事務所を開設(1月27日)して支援活動を実施、延べ5,564名が計30,935件の巡回相談を処理したとされている。

>

[参考] 1月17日午後、建設省の呼びかけにより「被災度判定体制支援会議」が発足する経緯については、[『日事連事務局「日事連の対応 - 支援会議への参加と活動について」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.32]も参照。

>

[引用] 建築関係14団体からなる「兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議(委員長:岡田恒男東大教授)」では、全国からボランティアの民間建築士、学術経験者を募り、建築巡回相談員を被災地に派遣した。このボランティア活動は、1月27日から開始され、延べ4,539名、最大1日当たり約500名のボランティアが被災公共団体等と連携し、被災した戸建て住宅等に関する住民の相談に当たった。この活動は、2月27日まで続けられ、26,196棟の建築物の相談に応じた。[建設省住宅局建築指導課「阪神・淡路大震災その時、我々はどうか対応したか」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.30]

>

[引用] (宝塚市)戸建住宅については地元建築士事務所協会や他府県の建築業協会等のボランティア(建築士)の協力により、平成7年1月25日から2月10日にかけて、調査希望者に対して応急危険度判定調査を実施した。(調査件数2,463件、従事者延べ人数631名)[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 -』宝塚市役所(1997/3),p.89]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

[02] 被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

03. 建設省の呼びかけに応じ、民間団体のボランティアによる「被災度判定体制支援会議」も発足し、地元行政機関および地元民間団体と協調しながら、巡回建築相談員として戸建住宅の危険度判定支援等を行った。

【教訓情報詳述】

03) 神戸市などでは、建築相談ボランティアセンターなどを設置し、ボランティアの調整などが行われた。

【参考文献】

[参考] 神戸市に設置された建築相談ボランティアセンター(1/24~2/10実施)の活動状況については、[『阪神・淡路大震災 記録誌』神戸市住宅局(1997/4),p.28-29]にまとめられている。

>

[参考] 芦屋市においては、応急危険度判定相談所が設置され(1/28~2/10)、兵庫県建築士事務所協会や静岡県の民間団体からのボランティア、支援会議ボランティアなどの調整が行われた。[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95~'96』芦屋市(1997/4),p.228-229]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

03. 建設省の呼びかけに応じ、民間団体のボランティアによる「被災度判定体制支援会議」も発足し、地元行政機関および地元民間団体と協調しながら、巡回建築相談員として戸建住宅の危険度判定支援等を行った。

【教訓情報詳述】

04) 民間ボランティアによる判定では、3段階で表示される応急危険度判定の結果は表示されず、口頭で伝えられたことも多かった。

【参考文献】

【参考】民間団体によるボランティア判定活動では、権利問題への影響が明確でないことから、口頭での説明に留めた場合が少なくないとされている。[1.17神戸の教訓を伝える会『阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録』ぎょうせい(1996/5),p.136]

>

【引用】判定方法は、共同住宅と同じ三区区分で行ったが、調査員が現地で直接住民に結果を説明し、留守のときは、後日、市が報告することとしたので判定シールは貼らなかつた。[西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災—西宮の記録—』西宮市(1996/11),p.28]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

03. 建設省の呼びかけに応じ、民間団体のボランティアによる「被災度判定体制支援会議」も発足し、地元行政機関および地元民間団体と協調しながら、巡回建築相談員として戸建住宅の危険度判定支援等を行った。

【教訓情報詳述】

05) 2月からは、兵庫県建築士事務所協会を窓口とする「住宅復旧相談センター」が開設され、神戸市と西宮市においてボランティア建築士の応援による応急診断や詳細診断、補修工事相談の業務が引き継がれた。

【参考文献】

【参考】兵庫県では、2月9日の記者発表により、(社)兵庫県建築士事務所協会を窓口都市ボランティア建築士の応援を得て、2月10日から3月末まで神戸市内・西宮市内で被災住宅の応急診断等の相談に応じる「住宅復旧相談センター」の開設を発表している。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.21]

>

【参考】神戸市における「住宅復旧相談センター」開設の経緯については、『阪神・淡路大震災 記録誌』神戸市住宅局(1997/4),p.30]参照。同センターでは、2月10日から3月末までに計14,557棟の建物診断を行い、市民に喜ばれたとされている。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

04. 応急危険度判定の趣旨が市民に十分理解されず、罹災証明発行のための被害調査と混同されたり、判定に関わる家主・借家人間の利害関係がトラブルとなるなどの問題があったが、被災者の間に安心を与えたという点では非常に有意義だった。

【教訓情報詳述】

01) 応急危険度判定の趣旨がPR不足もあり、罹災証明発行のための被害調査と混同された。

【参考文献】

[引用] 罹災証明(全壊、半壊等の判定)とのトラブルが当初はあったが、これは思ったより早く収まった。しかし、応急危険度判定の作業の前には罹災証明のことは何も考えていなかった。市民の動揺を少しでも少なくするためには、応急危険度判定と罹災証明とはまったく関係のないことを市民に事前にPRすべきであると思う。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.34]

>
[引用] 罹災証明との関係をどうするかということで、非常に混乱を招きました。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.145]

>
[引用] 被災地では税務職員を中心とした全壊・半壊等の判定にそれぞれの職員が調査を行い、また、他府県からの応援や地元建築士会等ボランティアによる応急危険度判定と多種多様に被災地に入り込んだが市民にとっては何の調査かわからない状態であった。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.188]

>
[引用] また、これと並行して被災者証明を発行するための全壊、半壊、一部損壊の判定調査が実施されたが、危険度判定の「危険」「要注意」「調査済」の判定が混同され、被災者証明判定作業に混乱を与えた。[西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災—西宮の記録—』西宮市(1996/11),p.28]

>
[参考] 「L1334:『阪神・淡路大震災 記録誌』神戸市住宅局(1997/4),p.28」には、応急危険度判定に伴い市民との間に発生した問題として以下のような点が上げられている。

- ・区役所に行った「全壊、半壊、一部損壊」の判定と混同したことによる住民とのトラブル
- ・外観目視の信頼度に対する不満
- ・家主と借家人のトラブルの材料となった
- ・対象用途を特定したことに対する不満
- ・事前のPR不足に伴う、応急危険度判定の目的の不理解による混乱
- ・判定シートの表現の不備に伴うトラブル

>
[引用] (震度7エリア自治体アンケート結果) 建築部職員を中心に、南部市街地で建物被害実態調査及び応急危険度判定を実施した。建物の安全性に不安があった震災直後は居住者に安心感を与えたが、その後経済的苦情がもちこまれるようになるとともに、罹災証明の全・半壊判定と混同され、混乱を与えた。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.113-114]

>
[引用] (震度6エリア自治体アンケート結果) 応急危険度判定制度を実施したが、その運用を理解せず、市民PRも不足の中で行った。そのため、全壊・半壊判定とまちがわれ、行政の責任を問う苦情が多く現れ、混乱を招いた。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.114-115]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

04. 応急危険度判定の趣旨が市民に十分理解されず、罹災証明発行のための被害調査と混同されたり、判定に関わる家主・借家人間の利害関係がトラブルとなるなどの問題があったが、被災者の間に安心を与えたという点では非常に有意義だった。

【教訓情報詳述】

02) 判定結果を行政命令と受け取られたために立入禁止命令に対する苦情が寄せられたり、家主と借家人の間などに利害関係のトラブルが生じたりした。

【参考文献】

[引用] 作業展開が地域内に拡大していくに連れて、難題難問がつぎつぎに登場してきました。ここでは紙面の関係上余り詳しく紹介できませんが、例えば被災証明のための調査との混同、判定結果の法的根拠やこれと立ち入り規制等の私権制限との兼ね合い等の、法的・制度的には必ずしも想定されていなかったことに関する諸問題、そして例えば大家と店子で異なる判定結果や判定活動そのものに対する関係者の利害の錯綜等、列挙すれば限りがありません。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.166]

>
[引用] それに連れて応急危険度判定制度の内容と住民の期待の内容とのギャップ大きさに気づくことになった。そのひとつは、判定を行政命令のように受け取られて建物への立ち入り禁止命令と思った人の苦情と、もうひとつは建物の将来的判断(撤去か、補修か)を行っていると思われたことであった。いずれも、判定

は助言・勧告であり、建物の将来は、より詳細な調査に基づく専門家の判断や居住者の判断が必要なことを説明する毎日であった。一方で行政の判断に対する期待と役割の大きさも実感したことであった。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.187]

>

[引用] 熊本市の山下さん富田さんの担当地区のマンションでトラブルが起きた。この被災建築物の応急危険度判定をめぐって、調査の賛成派と反対派が対立し、調査をさせてもらえないという。結局は中止することにする。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.172]

>

[引用] ところが行ったら即トラブルですね。家主さんと借地人とのトラブルで、貼れば行き先はどうするか、ところが避難所のことは何も分かっていない。それで約1週間毎日、応援が来るまでの間、夜遅くまでディスカッションをして、どんなやり方が良いのか検討しました。一方では「貼れ。」と言うし、一方では「貼られたら行く所がない。」と言うやりとりの中でも、職員も往生しながら動いたというのが当時の状況である。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.143]

>

[引用] しかし、余震も少しおさまり、気持ちが落ちついてくると、「危険」や「要注意」の判定があった建物の所有者や借家人の間から、退去指示や家賃不払いのトラブル、営業関係では客が来なくなったのでシールをはがしてほしいなど主として経済的苦情が増えてきた。[西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災－西宮の記録－』西宮市(1996/11),p.28]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

04. 応急危険度判定の趣旨が市民に十分理解されず、罹災証明発行のための被害調査と混同されたり、判定に関わる家主・借家人間の利害関係がトラブルとなるなどの問題があったが、被災者の間に安心を与えたという点では非常に有意義だった。

【教訓情報詳述】

03) 被災者ニーズとのギャップがあったことも指摘されたが、市民の間に安心を与えたという点では有意義だったとされている。

【参考文献】

[引用] 今住んでいる家が、このまま住んでいて大丈夫なのかどうか、また、改修だけで済むのか建て直しをした方が良いのかという判断を市民は求めているのに対して、十分な対応が出来ず行政としての限界を感じた。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.189]

>

[参考] 「『建築物の被災度判定のボランティア活動に協力して』『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.40]では、当初の判定対象は4階建て以上の建物とされていたが、一般の戸建て住宅の判定に対するニーズが非常に高く、対象外であっても判定を行った例などが報告されている。

>

[参考] 一般住宅に対する判定ニーズが多かったことに対する指摘は、[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.246]にもある。

>

[参考] 今回行われた危険度判定の反省点として、被災が集中していない地域を除いたために市民から「なぜ自分の地域は来てもらえないのか」という要望が相次いだことや、全ての建築物の判定を行政の管理のもとで行うことが重要であるため判定対象物を限定すべきではないことなどが指摘されている。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.34]

>

[引用] 今回の震災直後における建築行政の重要な作業となった応急危険度判定であったが、2次災害を防ぐという意味で、市民から一定の評価を受けたと考えている。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.33]

>

[引用] 結果としては、被災直後のことでもあったので、専門家による判定が居住者に安心感を与え、危険の度合いについても認識が図れたことで二次災害防止に役立ったと考えられる。[西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災－西宮の記録－』西宮市(1996/11),p.28]

>

[引用] 判定業務に対する住民の関心が高く、もっと詳しく見て欲しいとか、自分の家も是非見て欲しい等の要望も多かった。また、「赤紙」を貼られ納得したりガッカリされた反面、「緑紙」を貼られ手を取り合って喜ばれたこともあった。被災された方は大震災を経験し、余震等にかかなりの不安を持っており、行く場所が無く危険な建物にも人が住んでいる反面、安全と思われる建物にも人が住んでいない場合が多かった。早期に危険度判定をする重要さと住民の期待の大きさを強く感じた。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.227]

>

[引用] 応急危険度判定は実施する時期が重要な要素であることがわかる。被災直後の判定は、被災者にとって住空間としての可否を判断する有効な情報として利用されているが、2週間も時間が経つと被災者が欲する情報が、再建・補修の必要性やその可能性に関する技術的なアドバイスや可否の判断へと変化して行く。[越山健治「都市計画的視点から見た住宅復興の諸問題」『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.76]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

05. 交通手段がないために徒歩や自転車がほとんどで、判定作業は過酷なものとなり、トイレの問題も深刻だった。余震の続く被災地内を歩き回るため、判定士の安全確保、労務災害補償の問題も指摘された。

【教訓情報詳述】

01) 交通手段がないために、判定士は一日中徒歩あるいは自転車で被災地内を回る事となった。トイレの問題も最も困ったもののひとつとされている。

【参考文献】

[引用] 担当した神戸市灘区の被災地までの往復(片道徒歩で2時間の道のり)と判定調査でほぼ丸一日歩き通しという過酷さ...(中略)...過労で倒れることもありえるのではないかと、判定士に対する災害補償を早急に手当する必要があると思いました。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.180-181]

>

[引用] アメリカの先例に学びながら頭に描いていた被災度判定活動との大きな違いは建築に関わる行政職員の少なさ、GISの不備とともに交通手段と宿泊の確保の難しさによるものでした。自転車が有用であったという話を多く聞きました。また携帯電話が情報交換には有効でした。[村上雅也「兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議に携わって」『兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議活動結果報告書』兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議(1995/5),p.46]

>

[引用] 3日間で最も困ったのがトイレ。1日目についてトイレを借りてしまったが、私が使用する前にバケツ一杯の水を流し、使用後にさらに一杯水を流すことになり、その家の奥さんが、500m以上も離れた所から水を運んで来ることを考えると、それからはとても貸してくれとは云えなくなってしまった。出さないためには食べないこと、最少の飯、最少の茶で過ごすこととし、この間ひどい便秘になってしまった。[「建築物の被災度判定のボランティア活動に協力して」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.41]

>

[引用] 現地でも1番困ったのは何でしたかと聞かれると「トイレ」と答えています。我々が担当した付近には仮設トイレも無く、避難所や公共建物のトイレをお借りした。そのため飲む物も極力控えた。[「建築物の被災度判定のボランティア活動に協力して」『建築士事務所 vol.33,no.7』(社)日本建築士事務所協会連合会(1995/7),p.59]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

05. 交通手段がないために徒歩や自転車がほとんどで、判定作業は過酷なものとなり、トイレの問題も深刻だった。余震の続く被災地内を歩き回るため、判定士の安全確保、労務

災害補償の問題も指摘された。

【教訓情報詳述】

02) 余震の続く被災地内を歩き回るため、応急危険度判定には危険も伴っており、判定士の安全確保や労務災害補償の在り方についても課題とされた。

【参考文献】

[引用] 調査中に瓦が突然落ちてきてひやりとしたこともあり、過労で倒れることもありえるのではないかと、判定士に対する災害補償を早急に手当する必要性があると思いました。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.180-181]

>

[引用] 震災調査の説明を受けたが、ヘルメット、軍手の支給もなく、とにかく市内を見回れとのことであった。町は瓦の落下等上から物が落ちてきてもおかしくない状態であり、こちらの身を守るのも危険な状況であった。[『“報道されなかった災害対策”』自治労豊中市労働組合連合会 政策委員会(1996/1),p.138]

>

[引用] 被災度判定の主旨と矛盾しますが、住民の方々はもちろんのこと活動するボランティアの安全のためにも、また再調査の煩雑さを避けたい思いで大きな余震が起こらないことを願っていました。今回経験していない大きな余震について被災度判定のための対策を検討しておく必要を感じています。相談という形式をとっていましたが、いわゆる被災度判定に伴う責任の範囲とボランティアの負傷に対する補償問題です。保険制度も十分とはいえないと思います。[村上雅也『兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議に携わって』『兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議活動結果報告書』兵庫県南部地震被災度判定体制支援会議(1995/5),p.45]

>

[引用] また活動に参加してくださった方々の身分や万が一の場合の補償体制等も、たまたま今回は大過なく完了したからよかったものの極めて深刻な問題が次々明らかになりました。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.166]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【02】被災建築物の応急危険度判定

【教訓情報】

05. 交通手段がないために徒歩や自転車がほとんどで、判定作業は過酷なものとなり、トイレの問題も深刻だった。余震の続く被災地内を歩き回るため、判定士の安全確保、労務災害補償の問題も指摘された。

【教訓情報詳述】

03) 調査を実施する職員は、混乱する被災現場に入り厳しい対応を迫られた。

【参考文献】

[引用] その区域は被災建築物の判定活動をしようにも、地震と火災の両方の被害で、ある地区などは立ち残っている建物がないといった状況である。まだ消防隊が消火活動、あるいは救出活動を行っている現場にも遭遇した。住民からは避難所とか食事の配給の情報を求められたりするが、それに答えられる情報を持ち合わせていないため、「この混乱の最中に何をしに来たんだ。そんなもん、張らんでええ！」と怒鳴られることもあった。また、別の場所では火事場泥棒扱いをされた職員もいた。

こういう状況のなかで、二次災害を防ぐためとはいえ、緊急にしなくてはいけないことはもっと別にあるのではないかという気持ちにとらわれ、危険と判断する建物に使用禁止の紙を張っていくことに、多少の後ろめたさを感じながらの作業であった。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.303-304]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)
- 1-11. 二次災害・被害拡大防止
- 【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

01. 震災直後から崖崩れ・地滑りの調査が行われ、危険個所には警報装置や伸縮計の設置などの対応が図られた。調査には、余震・被災地の混乱が続く中で、全国各地からの専門家が対応した。

【教訓情報詳述】

01) 兵庫県治山課は、県外応援者の協力によって山地災害調査を実施。「兵庫県南部地震森林防災緊急パトロール」や「兵庫県南部地震技術調査団」による調査が実施された。

【参考文献】

【参考】兵庫県治山課は、震災直後より、県職員と県外応援者の協力により山地災害調査を継続的に実施した。個別調査としては「兵庫県南部地震森林防災緊急パトロール」による実態調査(1月25日～27日)、「兵庫県南部地震技術調査団」による調査(1月25～27日、3月8～10日)などがあげられる。また、ヘリコプターによる山地災害調査も行われた(7月3日～10月20日)。[『阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年－』神戸市(1996/1),p.67]

>

【引用】また、ヘリコプターによる上空からの調査は、短時間で被害の全容を把握できるので重要であった。[『阪神・淡路大震災－兵庫県の1ヵ月の記録』阪神・淡路大震災兵庫県対策本部(1995/7),p.169-174]

>

【参考】山地・斜面部の被害とその応急対応については、[『大震災に学ぶ－阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書－(第一巻・第2編)』(社)土木学会関西支部(1998/6),p.39-40]参照。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)
- 1-11. 二次災害・被害拡大防止
- 【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

01. 震災直後から崖崩れ・地滑りの調査が行われ、危険個所には警報装置や伸縮計の設置などの対応が図られた。調査には、余震・被災地の混乱が続く中で、全国各地からの専門家が対応した。

【教訓情報詳述】

02) 建設省は、「兵庫県南部地震地すべり等緊急支援チーム」を組織し、1月22日から27日にかけて約1100箇所を調査、うち71箇所に早期対応が必要とされた。

【参考文献】

【引用】取り急ぎ集計したところによると、調査を実施した1,101箇所のうち71箇所についてAランクと判断されました。[『兵庫県南部地震地すべり等緊急支援チーム 活動の記録』建設省・兵庫県(1995/6),p.9]

>

【参考】延べ1200人の緊急支援チームにより約1100箇所の地すべり・がけ崩れ危険箇所が調査された。[『大震災に学ぶ－阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書－(第一巻・第2編)』(社)土木学会関西支部(1998/6),p.40]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)
- 1-11. 二次災害・被害拡大防止
- 【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

01. 震災直後から崖崩れ・地滑りの調査が行われ、危険個所には警報装置や伸縮計の設置などの対応が図られた。調査には、余震・被災地の混乱が続く中で、全国各地からの専門家が対応した。

【教訓情報詳述】

03) 2月6日からは、「兵庫県南部地震に伴う土石流危険渓流緊急調査」として、航空写真

による調査および現地調査によって、対策を検討することとなった。

【参考文献】

[参考] 土石流危険渓流緊急調査については[『阪神・淡路大震災—神戸市の記録1995年—』神戸市(1996/1),p.65]参照。これによると、2月6日から5月31日まで六甲山全域を対象とし、航空写真判読により新規崩壊地を抽出、さらに350渓流の概査に基づき危険度の高い渓流を抽出した。この結果を受けて土砂量を算出し、対策が決定された。

>

[参考] 建設省六甲砂防工事事務所により、六甲山系の350渓流について土石流危険渓流調査が行われた。[『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第一巻・第2編)』(社)土木学会関西支部(1998/6),p.40]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

[03] 土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

01. 震災直後から崖崩れ・地滑りの調査が行われ、危険個所には警報装置や伸縮計の設置などの対応が図られた。調査には、余震・被災地の混乱が続く中で、全国各地からの専門家が対応した。

【教訓情報詳述】

04) 兵庫県各警察署でも危険個所の把握につとめ、関係市町と協議の上で、立入禁止区域を設置するなどした。

【参考文献】

[参考] 兵庫県警による立ち入り禁止措置などについては[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.129]参照。これによると県警では、降雨による地すべり・土砂崩れなどの危険箇所が86箇所把握されたため、関係市町と協議して立入禁止区域を設定、カンバン設置やロープ張り、バリケード設置などの措置を施した。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

[03] 土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

01. 震災直後から崖崩れ・地滑りの調査が行われ、危険個所には警報装置や伸縮計の設置などの対応が図られた。調査には、余震・被災地の混乱が続く中で、全国各地からの専門家が対応した。

【教訓情報詳述】

05) 砂防施設や治山施設の被災程度は、河川、道路施設等の被害に比較すると軽微であった。

【参考文献】

[引用] 砂防堰堤などの施設の被災程度は、河川、道路施設等の被害に比較すると軽微であった。[沖村孝「河川、海岸、ダム、砂防施設等の整備に向けた取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.481]

>

[引用] 治山施設においては、一部の治山ダムでは地震によって発生したと思われるクラックもあったが、決壊等大きな施設災害はなかった。…(中略)…

山地被害の特徴としては、やせ尾根や斜面上部で地震動の増幅に伴う崩壊や落石が多いことがあげられ、山体からの土砂流出等による直接被害はなく、西宮市の民家庭先への落石、灘区の六甲ケーブル土橋駅上流への落石でケーブルカーの軌道が切断された等がある。そのほか、宝塚市小林地区の稜線では、石礫が地中から噴出しているように見受けられるクラックの開口部があった。

[沖村孝「河川、海岸、ダム、砂防施設等の整備に向けた取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.481]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

02. ため池や貯水池堤防には決壊の恐れのある箇所なども発生し、水抜き、亀裂部を防水シートで覆うなどの対応も図られた。

【教訓情報詳述】

01) ため池などの決壊が予想される所には、亀裂部を覆ったり、水抜きなどの緊急対応が図られた。付近住民に、放水完了まで自主的避難を周知したところもある。

【参考文献】

【引用】西宮市南部地域の西部に位置する越水浄水場(施設能力18,600・/日)に隣接するニセコ貯水池(上池31,000・、中池17,500・、下池42,500・)の上堤と中堤が崩壊し、下池へ泥水が奔流したが、下堤は全面にわたって亀裂、陥没、法面崩壊が発生していたが破堤しなかった為に、かろうじて下流密集住宅への暴流を免れた。[阪神・淡路大震災被災・支援水道事業者/団体「阪神・淡路大震災と水道」(財)水道技術研究センター(1997/3),p.117]

>

【引用】貯水池については、西宮市のニセコ池の上・中・下池の土堰堤が崩壊し、下池堰堤が決壊寸前になった。池の下流は人口密集地域であり、大きな二次被害が生ずる恐れがあったので、緊急放流により決壊を免れた。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会「阪神・淡路大震災調査報告 ライフライン施設の被害と復旧」(社)土木学会(1997/9),p.24]

>

【引用】(宝塚)市南部の溜池箇所の内18箇所が堤体損壊、内2か所(谷池、広沢池)は、二次災害防止のため放水を開始。付近住民に、放水完了まで自主的避難を周知。[「阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録 1995 -」宝塚市役所(1997/3),p.260]

>

【引用】(東浦町消防団の活動)ため池の排水作業は、堤体が陥没したため池で湧水が生じて増水し危険な状態となっているとの報告があったため、実施されたものである。土を盛り、ビニールシートを掛けて崩壊を防ぎ、パイプ配管をして強制的に排水されるよう工夫したため決壊を免れ、二次災害を防いだ。[「阪神・淡路大震災誌」(財)日本消防協会(1996/3),p.242-243]

>

【引用】淡路島北部では、谷地形の農地の上部に設置されているため池が多く、決壊すれば下流へ大被害を及ぼすことが懸念された。...(中略)...また、野島断層上にある北淡町の泉中池では湧水によりため池の水位が異常に上昇したため、決壊による二次災害防止のために堤体の開削を行った。[「大震災に学ぶ」 - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第一巻・第2編) (社)土木学会関西支部(1998/6),p.201]

>

【引用】(その他エリア自治体アンケート結果)通常の大雨によるため池の災害は漏水等被災箇所が判明できるが、この度の地震被害は堤体の亀裂等の被害が数多くみられるため、地元役員及びため池管理者にすべてのため池を点検してもらい、被害報告をしてもらうよう通知した。亀裂による被害が思いのほか多いので、堤体内部にも被害を受けていることも考えられるため、今後貯水にあたっては、二次災害を防止するため、例年以上の見回り等、監視をお願いし、少しでも異常が発見された場合の連絡方法も通知した。[「平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票」(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.92]

>

【引用】今回の震災でもっとも被害の大きかったため池については、地震発生後直ちに「兵庫県南部地震ため池震災点検調査実施要領」を定め、各関係機関にその点検を指示し、被害状況の把握に努めた。[内田一徳「食料の安定供給を支える農林水産業の活性化」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9)』(第3編 分野別検証) III 産業雇用分野 兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.325]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

02. ため池や貯水池堤防には決壊の恐れのある箇所なども発生し、水抜き、亀裂部を防水シートで覆うなどの対応も図られた。

【教訓情報詳述】

02) 復旧には多額の費用と時間がかかり、十分な貯水ができずに田植えに支障が出たところもあった。

【参考文献】

[引用] 多くのため池の底に亀裂が入り、堤防は崩壊しました。そのため、農業用水の確保が大変むずかしく、平成7年度には田植えができない地区もありました。[『阪神・淡路大震災 北淡町の記録』北淡町役場(1997/3),p.5]

> [参考] 淡路島北部のため池被害については、[農林水産省中国農業試験場 監修『都市型災害と農業・農村—阪神淡路大震災の食糧供給・農業への影響—』農林統計協会(1998/2),p.48-59]に詳しい。これによると、点在していた小規模ため池の多くが地震直後の増水の後に水位低下状態となり、田植期の水源確保が困難で、少なくとも一部の農地では田植えが実施できない可能性が高いと指摘されている。

> [参考] 淡路島のため池被害については、[農林水産省中国農業試験場 監修『都市型災害と農業・農村—阪神淡路大震災の食糧供給・農業への影響—』農林統計協会(1998/2),p.106-108]も参照。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

02. ため池や貯水池堤防には決壊の恐れのある箇所なども発生し、水抜き、亀裂部を防水シートで覆うなどの対応も図られた。

【教訓情報詳述】

03) ダム本体の安全性に影響するような被害はなかった。

【参考文献】

[引用] ダム本体の安全性に影響するような被害はなかったが、天端舗装のクラック、法面の滑りや緩み、基礎排水量の増加などの変状、被害を受けた。各ダム管理者による復旧工事の結果、速やかに機能を回復した。[吉川和広『都市基盤の復興の課題とあり方』『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.244]

> [引用] 今回の地震では、建設省の直轄ダム12、水資源開発公団のダム11、府県の補助ダム56、利水ダム172の合計251ダム(5カ所の堰を含む)において、ダム管理者による臨時点検が実施された。兵庫県が管理する26ダム(うち利水ダム15)について臨時点検の結果、7ダム(うち利水ダム4ダム)で変状が見られたものの、ダムの安全管理上問題となる被害または変状はなかった。しかし、1994年の異常湯水の影響により、貯水位が低い状態で地震動を受けているため、常時満水位に達するまで、漏水量・揚圧力の観測を主とする監視を継続することとした。[吉川和広『都市基盤の復興の課題とあり方』『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.246-247]

> [引用] 今後の出水期には二次災害の発生が懸念されたことから、今回の地震で震度5以上の地域にある天工ダム、論鶴羽ダム及び青野ダムに、余震対策のため地震計(ダム天端と通廊底部の2箇所)を設置した。[吉川和広『都市基盤の復興の課題とあり方』『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.247]

> [引用] ダム施設の被害については、他の土木構造物に比べて極めて少なく、ダム天端のクラック・貯水池法面の滑りや緩み・基礎排水量の増加などの被害や変状が見られただけで、ダムの構造の安全性を損なうような被害は生じなかった。ダムが堅固な岩盤の上に建設されているため、地震の最大加速度が一般の地盤よりも小さかったことが理由の一つとしてあげられる。[沖村孝『河川、海岸、ダム、砂防施設等の整備に向けた取り組み』『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9)』(第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.480]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

02. ため池や貯水池堤防には決壊の恐れのある箇所なども発生し、水抜き、亀裂部を防水シートで覆うなどの対応も図られた。

【教訓情報詳述】

04) 前年の干ばつにより、ため池の被害が周辺地域へ及ぼす影響が小さくなった。

【参考文献】

[引用] 阪神・淡路大震災は未曾有の大被害をもたらしたが、幸いにも冬場の早朝であり、平成6年が大干ばつ年であったことが農林水産業にとっては幸いであった。特に、大きな被害を被ったため池などの農業用施設にとってはいい方向に影響したと思われる。[内田一徳「食料の安定供給を支える農林水産業の活性化」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.300]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)
- 1-11. 二次災害・被害拡大防止
- 【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

03. 大阪府では淀川の堤防が最大3mも崩壊し、翌日から緊急復旧が行われた。兵庫県の中小河川にも被害が発生し、大雨に関する情報もあって緊急対応が図られた。

【教訓情報詳述】

01) 淀川の堤防や兵庫県の中小河川堤防等への被害も大きく、緊急復旧が図られた。

【参考文献】

[参考] 河川堤防などへの緊急措置については[『阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 - 』東京都総務局災害対策部防災計画課(1995/7),p.146]にある。これによると、淀川の堤防に対しては、被災当日より水防組合員、建設省職員などによる巡視が実施され、18日よりコンクリート残骸を撤去して盛土を施す緊急復旧工事に着手、30日に完了した。また中小河川では、河川内の倒壊家屋など瓦礫処理については河川法(洪水時における緊急処理)で執行できるものの、民法上の問題があることからできるだけ同意を得てから実施するという配慮がなされた。

>

[引用] 1月20日17時30分、神戸海洋気象台から「兵庫県南部の雨に関する情報第1号」として、「22日～23日にかけてまとまった雨が予想される。」と発表された。それに伴い、急きょ河川の被災箇所について降雨対策の検討を行った。翌21日に中島川では、漏水防止対策として、漏水のあった延長約1kmにおいて、鋼矢板打設による応急仮工事に着手した。新湊川では、河道閉塞を起こしている瓦礫等の撤去、崩壊法面のビニールシート張を実施するとともに、護岸崩壊に対して切梁工や土留矢板工を応急仮工事として着手した。武庫川では、堤防のクラックにアスファルト、セメントミルク等の充填を行った。仁川においても河道閉塞を起こしている土砂の撤去、崩壊法面のビニールシート張を実施した。また、建築物の倒壊により河道閉塞している神戸市内河川(観音寺川、高羽川、石屋川、天神川、要玄寺川、高橋川)においても閉塞瓦礫等の撤去を行うとともに各被災河川において土のう積工等の降雨対策を実施した。22日4時30分、神戸海洋気象台から県南東部・淡路島に大雨、雷、強風、波浪、洪水注意報、県南西部に雷、強風、波浪注意報が発表されたが、その当日の総雨量は、神戸で11mmと予想されていた雨量より少なかったため、懸念されていた被害の発生は見られなかった。その後も、残る埋塞土砂・半壊家屋等の撤去対策、二次災害防止対策の検討を行った。このような状況の中で、平成7年1月28日地震担当大臣から「兵庫県南部地震における瓦礫等の処理について」が発表され、河川上に倒壊した瓦礫や倒壊のおそれのある建築物の処理を行った。また、二次災害防止対策として、平成7年4月1日より河川緊急巡視を実施することとした。[『阪神・淡路大震災誌(土木施設の地震災害記録)』兵庫県土木部(1998/1),p.106]

>

[参考] (淀川の)第一次緊急復旧工事としては、降雨や洪水による浸水などの二次災害を防止するため、早急に堤防の高さを確保する必要があり、被災前の管理用道路の高さまで盛土を実施した。地震直後より工事にとりかかり、1月30日までに被災前の管理用道路の高さまで盛土を実施した[『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第一巻・第2編)』(社)土木学会関西支部(1998/6),p.122]

>

[引用] 中島川、新湊川、高羽川、千森川の被害の甚大な河川では、原形復旧のみでは、治水安全上また耐震性において十分な成果を得られないことから、未災箇所を含めた一連区間を災害復旧助成事業として復旧に合わせて、河積の拡大、耐震性の向上等が図られた。[沖村孝「河川、海岸、ダム、砂防施設等の整備に向けた取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9) (第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.486]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)
- 1-11. 二次災害・被害拡大防止
- 【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

03. 大阪府では淀川の堤防が最大3mも崩壊し、翌日から緊急復旧が行われた。兵庫県の中小河川にも被害が発生し、大雨に関する情報もあって緊急対応が図られた。

【教訓情報詳述】

02) ゼロメートル地帯を守る湾岸の防潮堤にも沈下や亀裂などの被害が発生し、矢板や土のうによる応急工事が行われた。

【参考文献】

[引用] 一方、河川では、中島川堤防法面の亀裂を確認した。中島川堤防法面は全区間にわたって無筋コンクリートで覆工されており、沈下の大きかった河口から上流2.0kmの区間で川表、裏の堤防法面に1~2列で連続した幅1~15cmの亀裂が生じた。...(中略)...地震発生直後から潮位が高くなると、川裏堤防法面の亀裂から1.0~2.0kmの延長、約1.0kmの区間で漏水が発生し、家屋、工場など広範囲にわたり浸水したため、堤防裏法面に土のう積等の水防活動を実施し、浸水被害の拡大防止に努めた。しかしながら、依然漏水は止まらず、その漏水量(約1,500・/h)は日増しに増える傾向にあった。そのため、短期間で確実に漏水を止めるため、川表堤防法面に止水矢板(III型)l=9.0m)を延長約1.0kmの区間で打設するとともに、矢板背後にOP+3.0mまで盛土を行い、漏水を防止した。この応急仮工事は約10日の工期で完成させた。[『阪神・淡路大震災誌(土木施設の地震災害記録)』兵庫県土木部(1998/1),p.101]

>

[参考] 淀川(中島川)ゼロメートル地帯における堤防の被災と復旧については、[『阪神・淡路大震災誌(土木施設の地震災害記録)』兵庫県土木部(1998/1),p.326-329]にもまとめられている。

>

[参考] 中島川の堤防工事、防潮岸、防潮壁等の復旧に関しては[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.522-524]にも紹介されている。

>

[引用] (宮田良雄・当時の尼崎市長のインタビュー発言)
中島川という川があり、その皮の堤防もちょっと崩れまして(液状化現象を起こしたと私は思っています)、下から水がどんどん中に入ってくるんです。周りの工場は自己防衛すすために、土嚢を積んでおられるんですが、そんなのでは追いつかない。放っておきますと、下からの水で堤防が崩壊し、そうすると尼崎市の3分の1の土地が水に浸かってしまうんです。だから工場の機械とかが水につかる。その2次災害の被害の方がよほど大きいんです。放っておけませんので、私は、すぐに県の災害対策本部の貝原知事のところへ飛んでいこうとしたんですが、道路が大渋滞で動きません。...(中略)...

県庁に着いた後、知事はすぐに土木部の幹部を呼び、地図を見て即座に決断され、対応していただきました。そのおかげですぐに、矢板を1キロほど打っていただきました。

[『阪神・淡路大震災復興誌』[第8巻]2002年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.41]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

04. 民間宅地については、1月22日から調査が行われた。民間宅地は自力復旧が原則だったが、一定条件を満たす擁壁などは公費復旧が行われることとなった。

【教訓情報詳述】

01) 民間宅地の一次調査は1月22~28日にかけて、延べ約350人による142地区約3700haの調査が行われた。また県内5カ所に宅地防災相談所を設置した。

【参考文献】

[引用] 被災宅地の一次調査として、宅地防災パトロールの重点箇所を中心に1月22日から28日にかけて、延べ約350人で142地区約3700haを調査した。...略...また、宅地に被害を受けた県民からの相談等に対応するため、2月6日から15日の間、県内5カ所に宅地防災相談所を設置した[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1ヵ月の記録』阪神・淡路大震災兵庫県対策本部(1995/7),p.170]

>

[引用] 集中豪雨に伴う避難勧告等を必要とする危険宅地、千種地区2箇所、野上地区1箇所、仁川旭ガ丘地区1箇所、紅葉ガ丘地区1箇所の計5箇所を重点的警戒を要する対象地区と判定し、必要に応じてパトロールの実施と防災無線を設置した。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 - 』宝塚市役所(1997/3),p.142]

>

[参考] 民間宅地の調査については[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.52]参照。

>

[引用] 一月二十一日昼すぎ、建設省の竹村民間宅地指導室長がリュック姿で建築指導課の部屋に入ってきた。

翌日から二月末にかけて竹村室長の指揮のもと、全国から動員された住宅・都市整備公団の職員によって六甲山麓三千七百ヘクタールの地域について、被災宅地の調査が行われた。そして、五千カ所を超える被災宅地がカルテとして整理され、県と各市に渡された。その後の宅地防災行政に活用される貴重な資料となった。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

04. 民間宅地については、1月22日から調査が行われた。民間宅地は自力復旧が原則だったが、一定条件を満たす擁壁などは公費復旧が行われることとなった。

【教訓情報詳述】

02) 被災した民間宅地の復旧にあたっては、兵庫県より国に支援要請が出され、道路事業及び急傾斜地崩壊対策事業による特例措置で対応できることとなった。

【参考文献】

> 【引用】被災した宅地を復旧するには、通常の施策ではとても対応ができないところから、公共土木における道路事業及び急傾斜地崩壊対策事業による特例措置により対応することができ、これにより大きく宅地復旧作業が進んだ。[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.52]

> 【参考】民間宅地の擁壁対策に関する公的措置が決められた経緯については、[神戸新聞朝刊『復興へ4部(3) 乏しい支援策 / 個人補償は無理と難色』(1995/6/28),p.-]参照。これによると、兵庫県では自力復旧は困難と国に支援策を求めたが、建設省は「個人財産の補償は認めない」と主張し協議は難航した。最終的に、現行制度の拡大解釈として「急傾斜地崩壊対策事業」「道路災害復旧事業」として適用範囲を広げることとなった。

> 【参考】被災した民間宅地の復旧については[兵庫県都市住宅部建築指導課 監修 建築行政協会兵庫県支部 編集『阪神・淡路大震災と建築行政等の記録 被災地において建築技術者は何をしたか』(1997/1),p.52-56]参照。

> 【参考】被災した民間宅地の復旧については、[『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第一巻・第2編)』(社)土木学会関西支部(1998/6),p.41-46]にある。

> 【参考】被災した民間宅地の復旧については、[吉川和広「都市基盤の復興の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.253-254]を参照。

> 【引用】一九九五年三月二十三日、建設省から民間宅地擁壁の復旧について、「災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の特例措置」として事業採択されることが発表された。…(中略)…

しかし、問題は山積していた。用地境界線が確定できないことや受益者負担金への対応、利害関係人すべての同意を得なければならなかった。専門的な知識を持った人材が必要だ。危険箇所は三千カ所。志道は建設省に掛け合った。…(中略)…

七月、被災地の土木事務所に、全国から防災擁壁工事に精通した技術者三十三名が送り込まれた。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.532]

> 【引用】私有宅地擁壁全般について、国に対して「宅地防災工事等に係る住宅金融公庫融資条件の緩和」、「連たんする危険宅地の復旧に対する助成制度創設」、「危険宅地、擁壁等の解体及び除去に係る費用の助成」の3点の要望が行なわれた。これを受け、道路に隣接した擁壁に関しては、被災の程度が大きく道路保全上復旧の必要があると認められ、かつ復旧後は道路区域に編入し道路施設として管理されるものについては、道路災害復旧事業として復旧できることとなった。

なお、「道路保全上復旧の必要がある擁壁」の被災程度の判定には、被災擁壁全ての箇所では被災状況写真を基に建設省との協議が行われ、災害復旧事業提案対象箇所が選定された。

[森津秀夫「道路、港湾、鉄道、空港の整備に向けた取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9)』(第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.430]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

04. 民間宅地については、1月22日から調査が行われた。民間宅地は自力復旧が原則だったが、一定条件を満たす擁壁などは公費復旧が行われることとなった。

【教訓情報詳述】

03) 被災宅地の復旧にあたっては、地域を改善していくという視点からの取り組みが必要であった、という指摘がある。

【参考文献】

[引用] (被災宅地対策)
このような地域では地形的に同様な宅地が面的広がりをもって連担していること、そして往々にして道路が狭い、勾配が急、排水設備が未整備などの問題が共存していることから、地域(まち)を改善していくという視点からの取り組みが必要であったが、この点については課題が残った。
[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.472]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

[03] 土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

05. 兵庫県では、二次災害防止を図るため、「兵庫県総合土砂災害対策推進協議会」等により関係機関の連携を強化した。

【教訓情報詳述】

01) 兵庫県では、土砂災害による二次災害防止を図るため、国、県、市町などの強力な連携を図るべく、「兵庫県総合土砂災害対策推進協議会」を95年4月に設置した。

【参考文献】

[引用] 地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所について、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備が完成するまでの間、土砂災害による二次災害防止に関わる砂防をはじめとする警察、消防、水防、気象、道路、治山などの機関、部局の代表者で構成される「兵庫県総合土砂災害対策推進協議会」を1995年4月に設置した。[吉川和広「都市基盤の復興の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.247]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

[03] 土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

05. 兵庫県では、二次災害防止を図るため、「兵庫県総合土砂災害対策推進協議会」等により関係機関の連携を強化した。

【教訓情報詳述】

02) 山腹等に新たな亀裂・崩壊が発生・拡大していたことから、土砂災害危険箇所の住民に対してハザードマップを各戸配布し、周知徹底が図られた。

【参考文献】

[引用] 神戸・阪神地区に土砂災害危険箇所が約1,500あり、また、このうち約100箇所が震災により新たに亀裂や崩壊が生じて非常に危険な状態となっていることなどを、1995年、1996年の梅雨期及び台風期前の4回、新聞広告などで広く住民に知らせ、大雨、長雨の際の土砂災害への注意を呼びかけた。[吉川和広「都市基盤の復興の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.247]

>

[引用] 地震後も降雨によって、崩壊が拡大するとともに新たな崩壊も多数発生している。[『神戸市震災復興総括・検証 安全都市分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.84]

>

[参考] 六甲山系の斜面崩壊等の被災を受け、二次災害防止のために「六甲山系土石流災害予想区域図」(ハザードマップ)の作成経緯が[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.529-531]に紹介されている。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

05. 兵庫県では、二次災害防止を図るため、「兵庫県総合土砂災害対策推進協議会」等により関係機関の連携を強化した。

【教訓情報詳述】

03) 地震後1年を経過しても、二次災害の発生が懸念されることから、「六甲山二次災害警戒対策本部」を96年3月に設置した。

【参考文献】

[引用] 地震後1年を経過しても、二次災害の発生が懸念されることから、中長期的な視野に立った体制を整備する必要があり、関係職・部局の役割をより明確化し、併せて速やかな初動体制を強化するため、「六甲山二次災害警戒対策本部」を1996年3月に設置した。[吉川和広「都市基盤の復興の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻(まちづくり)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.247]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

05. 兵庫県では、二次災害防止を図るため、「兵庫県総合土砂災害対策推進協議会」等により関係機関の連携を強化した。

【教訓情報詳述】

04) 山地の崩壊箇所は、その後も増え続けた。

【参考文献】

[引用] 震災直後の調査では、山地の崩壊箇所は632箇所であったが、その後の降雨により崩壊の拡大や同一崩壊箇所内の小崩壊の増加等があった。また平成10年災、11年災により新たな崩壊も発生し、平成12年3月末には71箇所の新規箇所を加えて703箇所となった。

これらの新規崩壊箇所は、降雨崩壊ではほとんど見られない尾根型斜面に発生しており、尾根型地形部分における地震動の増幅作用によるダメージが窺える。

[内田一徳「食料の安定供給を支える農林水産業の活性化」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.335]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【03】土砂災害、河川堤防等への対応

【教訓情報】

06. 被災家屋の降雨対策として、ビニールシートの配布が必要となった。

【教訓情報詳述】

01) 被災家屋の降雨対策として、ビニールシートの配布が必要となった。

【参考文献】

[引用] ビニールシートの必要性が思いつきませんでした。今だったら当たり前なのですが、当時は雨が降るといわれて初めてビニールシートを思いつき、救援物資として要請しました。すると横浜市からすぐ、土のう袋とビニールシートと、土のう袋をつなぐひもまで一緒について送られてきたのです。ブルーシートの端に土のう袋をつり下げて安定させる方法は、後になって初めてよく分かったのですが、そのときは知りませんでした。そこまでセットで送ってきた横浜市さんに感動しました。[林春男「防災を担う人材育成」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(6/9) (第3編 分野別検証) IV 防災分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.119]

>

[引用] 21日からまとまった雨が降るといふ天気予報が出されたため、多くの市民からビニールシートに対する問い合わせが殺到しました。被災市町だけでなく兵庫県内ではビニールシートが売り切れとなり、何とか見つけても農業用の幅の狭いロール状のものであったり、値段も平時の数倍もして、これに対する苦情もありました。

21日午後になって、県外から取り寄せたり、寄付を受けたビニールシートを希望者に配布しましたが、絶対数が足りないこともあり、ここでも配付の公平性について強い苦情を受けることになりました。

[『兵庫県南部地震 明石市の災害と復興への記録』明石市役所(1996/1),p.14-15]

>

[引用] (震度7エリア企業ヒアリング調査より)防水シートに関しては、全国に手配をしてもらって段取りした。1回につき7000枚くらい運ばれてきたが、役所が何千枚と持っていき、すぐ無くなってしまった。防水シートは屋根の応急修理だけでなく、倒壊家屋内の貴重品を隠すためにも必要であった。[『平成10年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1999/3),p.13-14]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

[04] 治安・金融維持対策

【教訓情報】

01. 治安対策のため、警察や民間によるパトロールや、防犯灯などの補修推進「ライトアップ作戦」などが行われた。悪徳業者横行のため相談窓口も開設された。

【教訓情報詳述】

01) 被災地ではパトロールの強化を求める声が高まり、1月20日から24時間体制での集団パトロールが行われた。警備業等の民間団体によるボランティア防犯パトロール隊も結成された。

【参考文献】

[引用] 震災後は、社会的不安を反映して、被災地域におけるパトロールの強化を求める声が高まり、各種犯罪の予防検挙活動をはじめとして、住民の安心感の醸成を図るため、1月20日から7月25日までの間、本県応援部隊と他都道府県特別派遣部隊による「被災地域集団パトロール隊」を組織して被災の激しい9警察署(東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮)管内に派遣し、避難所周辺及び家屋の全半壊による不在家屋、ビル等を中心に、24時間体制で徒歩による集団パトロールを行い、治安の確保に努めた。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.126]

> [参考] 警備業等民間の団体を中心としたボランティア防犯パトロール隊もあった。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1ヵ月の記録』阪神・淡路大震災兵庫県対策本部(1995/7),p.35、199-200]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

[04] 治安・金融維持対策

【教訓情報】

01. 治安対策のため、警察や民間によるパトロールや、防犯灯などの補修推進「ライトアップ作戦」などが行われた。悪徳業者横行のため相談窓口も開設された。

【教訓情報詳述】

02) 住民などにより、地域の防犯巡回や避難所の警備・巡回も行われた。

【参考文献】

[参考] 西宮市立安井小学校にできた避難所の自治組織では、地域の巡回のため夜警班(「火盗改(かとうあらため)」)を結成、毎晩2回、2班に分かれて地域を巡回、防犯活動を行ったとされている。[『大規模災害時における避難所のあり方に関する研究報告書』尼崎市・(財)あまがさき未来協会(1996/3),p.40]

> [引用] 建物が学校であるために校舎内への入り口が多数あり、生活サイクルの違う人々が共同生活をしているため鍵をかけることができず、だれでも自由に出入りすることができた。このため、夜避難所内に侵入し、弁当等を盗む者がいたり、不審者が夜間にまぎれこんできてイタズラをしたりとかいったような事件が絶えなかった。これらの事件については、ガードマンの増員、巡回強化などにより対応したが、住民の中にも、自分たちで夜間パトロールする者もでき、住民の協力により不審者を捕まえることができた場合もあり、住民同士の協力、自助努力により解決されていった事も多い。[長田区役所職員記録誌編集委員会『人・街 ながた 1995・1・17 阪神大震災神戸市長田区役所職員記録誌』長田区役所(1996/1),p.50]

> [引用] (被災地市民グループインタビュー結果)また、商店街等では、自警団を作り、夜警に回っていたところが多い。暗く物騒な状況だったので、商店街を通る人は多かった。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.10]

> [引用] (被災地市民グループインタビュー結果)夜中に、倒壊した家屋からクーラーや冷蔵庫を盗む人がいたので、自警団を作って、ゴルフクラブと懐中電灯をもって夜警に回った。当時、盗難にあったからといっていちいち警察に届けた人は少ないと思う。そんなことをしている余裕もなかったし、警察も対応する余裕は無いように見えた。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.11]

> [引用] (被災地企業アンケート調査)震度7エリアの小売企業によると「放火や盗難があったので、商店街を中心に自警団を作って夜警した。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.34]

> [引用] 阪神・淡路大震災では商店を襲う略奪や外国人に対する暴行などの犯罪はなかったとされている

る。…(中略)…

だが、実際は震災発生当日に倒壊したデパートの貴金属売場に関東からきた窃盗団が侵入した。繁華街の宝石店の多くが盗難にあっている。商店会や町内会は自警団を組織して自衛にあたった。避難所では、日本語が話せない外国人はつらい思いをした。

『「災害救援の方策とその経験の集積」研究会報告書～KOBEL 災害救援の思想～ 芹田健太郎委員研究会調査研究報告書』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.38-39]

>

[引用]「性を語る会」(東京都)代表の北沢杏子さんはその年の四月、阪神地区の学校体育館などの避難所を回り、女性たちから悩みを聞いた。

「トイレをがまんして膀胱(ぼうこう)炎になった」「下着や生理用品の替えがなく外陰炎や膣(ちつ)炎を起こした」などの訴えのほか、仕切りの段ボールのすき間から男性に見られ、恐怖や緊張から不眠やうつ症状になっている女性もいた。

北沢さんは地元の医師や教員、保健師らと交流し、性被害も調べた。半壊の自宅を片付けに行った時に潜んでいた男にレイプされたり、ボランティアの女子学生らがワゴン車で風呂に連れて行くからと誘われ、解体現場に連れ込まれ、複数にレイプされたりしていた。

[神戸新聞記事「中・女性たちの居場所/性暴力 直視しない社会、今も」『震災10年 そして見えてきたこと』(2005/1/21),p.-]

>

[引用] 避難所の中でのセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)に耐えられず、傾いた自宅に戻ってしまったという女性は、だれに訴えることも出来なかったという。それでも避難所にとどまらざるを得なかった人も、瓦礫の中での多くのレイプ事件は、警察に訴えることもなく、口ゴミで語られ、真実は闇に包まれたままになったことに注意したい。[古山桂子「女性と男性の視点からみた協働」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9)』(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野/兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.208]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【04】治安・金融維持対策

【教訓情報】

01. 治安対策のため、警察や民間によるパトロールや、防犯灯などの補修推進「ライトアップ作戦」などが行われた。悪徳業者横行のため相談窓口も開設された。

【教訓情報詳述】

03) 地震により壊れた防犯灯、街路灯の補修整備を進める「街を明るくするライトアップ作戦」なども展開された。

【参考文献】

[引用] 被災地では、震災により防犯灯等の街路灯が破損、倒壊して夜間は真っ暗闇となったことから、一部のマスコミから暗黒の世界と評されるなど、治安上の不安をはじめ歩行交通にも支障を来して、被災者の不安感も高まった。このため、被災地域の人心の安定と犯罪抑止の面から、物的環境に着目した地域安全活動として、関係機関、団体と連携して避難所及び駅周辺の街路灯の破損状況を調査し、関係機関に補修、新設を要請していく「街を明るくするライトアップ作戦」を展開した。調査は、1月26日から3月15日までの間、警察本部生活安全部員が日没から翌朝にかけて、被災地である神戸市、芦屋市、西宮市の避難所、駅周辺を実地踏査して補修並びに新設が必要な箇所を調査した結果、必要な該当として補修2,405灯、新設956灯を確認した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.200]

>

[引用] この震災は、電気がいかに生活に浸透しているかを改めて認識させてくれた。その中でも一番大きかったのは、電灯の明かりだ。暗いということが、いかに人間の活動を制限するか。その結果、どんなに人々の心を不安に陥れるか。被災者はつくづくその辛さを味わった。避難所では、電力が復旧して照明が点灯すると同時に、避難者たちの間で思わず拍手が沸き起こった。県警の呼びかけで防犯灯や街路灯を早期復旧した「ライトアップ作戦」も、夜の街を明るくして、人々の心に安心をもたらそうというものだ。[1.17神戸の教訓を伝える会『阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録』ぎょうせい(1996/5),p.61]

>

[参考] 神戸市の民間防犯灯復旧助成制度について、[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市(2000/1),p.365-366]に紹介されている。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【04】治安・金融維持対策

【教訓情報】

01. 治安対策のため、警察や民間によるパトロールや、防犯灯などの補修推進「ライトアップ作戦」などが行われた。悪徳業者横行のため相談窓口も開設された。

【教訓情報詳述】

04) 重要犯罪は、殺人が避難所内でのもめ事からの傷害致死などを含めて増加したが、刑法犯全体数や補導件数などは前年比減となった。

【参考文献】

【参考】犯罪件数については、『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.221～224参照。これによると、重要犯罪は、殺人が避難所内でのもめ事からの傷害致死などを含み20件(検挙20件、認知件数の前年比+10件)と大幅に増加したが、全体的には61件(検挙52件、同一14件)と減少している。また、その他の刑法犯については、暴行・傷害等の粗暴犯が295件(検挙290件、同一9件)と前年同期と比較して変化はないが、刑法犯全体では1,361件(検挙1,271件、同一199件)と減少した。

> 【引用】震災発生後の補導件数は昨年度と比較すると激減した。『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.199

> 【引用】侵入盗の発生は減少した。逆に乗り物盗(自動車盗、オートバイ盗)の発生が大幅に増加し、また交通死亡事故も増えた『阪神・淡路大震災 川西市の記録 - 私たちは忘れない -』兵庫県南部地震川西市災害対策本部(1997/3),p.162

> 【引用】被災地における警察力が手薄になった。そこをつけこんでの窃盗事件をはじめ、オートバイ盗、自転車盗が発生した。また、災害に乗じた悪徳商法や暴力団の違法、不当行為も発生した。

避難所生活のため不在になった家屋を狙った窃盗は、街路灯や防犯灯が地震で損傷して、このほか暗い夜間に実行された。

『阪神・淡路大震災誌』(財)日本消防協会(1996/3),p.122

> 【引用】(警察等の対策により)結果として、被災地の犯罪情勢は、侵入等が減少した。…(中略)…ただし、震災による住民の避難等のため、届出件数は、被害の実態に比べ若干減少しているものと思われる。

『阪神・淡路大震災誌』(財)日本消防協会(1996/3),p.123

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【04】治安・金融維持対策

【教訓情報】

01. 治安対策のため、警察や民間によるパトロールや、防犯灯などの補修推進「ライトアップ作戦」などが行われた。悪徳業者横行のため相談窓口も開設された。

【教訓情報詳述】

05) 一部では、屋根の修理等について悪徳業者が横行したため、相談機関を設置したり、強力な取締が行われた。

【参考文献】

【引用】震災に絡み、生活用品の不足につけ込んだ物価高騰や家屋修理等に伴う悪徳商法の横行が危惧された。物価については、震災当初、ハム1個3,000円、ラーメン1袋600円、従来100円のおにぎりが500円、ポリタンク1個4,000～6,000円等被災者の弱みにつけ込み法外な値段で販売する一部業者もあったため、物価統制令の適用を検討するなどして、この種悪質業者に警鐘を与えた。その後、救援物資の到着、店舗の開店等により物価の高騰等の事態には至らなかったが、被災家屋の修理等に絡み、屋根シートを3枚敷いてもらった5万円を請求された等の苦情が多発し、『地域安全ニュース』等で防犯広報を実施するとともに、警戒を強化した。また、『市から委託されてきた』『今なら半額になる』等と虚偽の事実を告げて屋根修理の契約をする悪質業者も横行したため、瓦業者組合に相談機関を設けさせるなど被害防止に努めるとともに、大阪市、姫路市内等の業者数社を訪問販売法違反で検挙して関係者を逮捕するなど強力な取締りを展開した。『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.199

> 【引用】(明石市)20日から2月2日までの14日間は宅内漏水につけ込む悪質な業者を排除するとともに、応急の水栓を確保するために、近隣市町から支援業者を集めて一斉ローラー作戦・宅内の応急修繕等を実施…(後略)…『兵庫県南部地震 明石市の災害と復興への記録』明石市役所(1996/1),p.40

> 【引用】兵庫県宅建業協会では、住宅を失って困っている人のために有志会員が被災者に手数料無料で賃貸住宅を仲介する手数料無料奉仕キャンペーンを展開した。…(中略)…不動産の便乗値上げなど会員外で一部に動きがあったため、震災後まもなく便乗値上げ、不当表示に対する注意の通達を出すとともに、

(社団法人・近畿地区不動産公正取引)協議会として電ビラの撤去も行き、不当表示の業者を呼び出して指導してきた。[「新生・阪神経済 復興を支える企業群」日本工業新聞(1995/11),p.25-26]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【04】治安・金融維持対策

【教訓情報】

01. 治安対策のため、警察や民間によるパトロールや、防犯灯などの補修推進「ライトアップ作戦」などが行われた。悪徳業者横行のため相談窓口も開設された。

【教訓情報詳述】

06) 略奪などの騒擾が起こらず、総じて被災者の行動が冷静であったことが、日本人の美質として海外から評価された。

【参考文献】

[引用] 震災直後、一部に強盗・窃盗事件や不徳な振る舞いが見受けられたが、略奪などの騒擾が起こらず、総じて被災者の行動が冷静であったことが、日本人の美質として海外から評価された。[野尻武敏「復興総括 - 復興全体の総括」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.32]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【04】治安・金融維持対策

【教訓情報】

01. 治安対策のため、警察や民間によるパトロールや、防犯灯などの補修推進「ライトアップ作戦」などが行われた。悪徳業者横行のため相談窓口も開設された。

【教訓情報詳述】

07) パニックが発生しなかった様々な背景や要因が指摘されている。

【参考文献】

[参考] パニックが発生しなかった背景として、官民の取り組みが[野尻武敏「復興総括 - 復興全体の総括」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.32-35]に紹介されている。

>

[引用] 今回の震災においては、家族が同一場所にいた場合が多く、このことは9割といわれる市民救出を可能にした最大の要因である。そうして安全の確認と、関心の増大とが自己、家族、隣人、職場、地域というふうな、同心円的に拡大していった。仮に、多くの者が自宅以外に存在したならば、このような順調な同心円の拡大が進行したか、はなはだ疑問である。家族の安否の確認を急ぐ者、まず帰宅しようとする者で、大きな混乱が起こったに違いない。そのために大きな機能麻痺が生じただけでなく、市民救出も迅速十分に行われなかった可能性が高い。ここから、混乱のスパイラルが起こる可能性は低い。[中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.85]

>

[引用] (パニックを防ぐ要因)

振動音響、その他の圧倒的な異常現象の原因が何かを知ることが重要である。…(中略)…とにかく正確な情報の伝達は、精神を大幅に安定させ、流言飛語にはじまる群衆の液状化を防ぐうえで、最大の重要性がある。戦争神経症においても、これは大きな予防要因である。

なお、マクロの情報に対してミクロの情報も同じ重要性を持つ。地元サンテレビ局が社長の方針によって、センセーショナルな報道を慎み、個人の安否情報、地域の電気、ガス、給水などの情報伝達に徹したことは、我々の立場からも、高く評価される。

次に重要な情報は、救援が近く、かつ確実であるということ。中央政府をはじめ、全国民が強い関心を示しているという情報である。

混乱を予防した要因としては、この情報の比重が非常に大きい。被災によって孤立した人間の最大の不安は、ボートで漂流している人と同じく、手持ちの食料、水、体力などを、救援がくるまで、どのように配分したらよいかの見当がつかないことである。全国的な流通機構で、神戸に縁が深いダイエーと神戸コープが即日全国の流通網を動かすという情報を発したことは、特筆されるべきである。

なお、日本銀行神戸支店の預金支払いに関する英断、瀬戸内海の汽船会社が、持ち船に、神戸に向かえと言ったこと、臨時公衆電話所の設置、迅速な郵便業務の再開も、予防的こころのケアの観点から見て、重

要である。

[中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.86]

>

[引用] 数日後には、各地からの自衛隊、警察、消防、その他公務員と、各地の公用車両が被災地をうずめつきましたが、この効果は、治安だけでなく、全国からの支援の象徴として大きな効果があったと実感される。[中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.86]

>

[引用] 特に神戸においては、在日外国人は地域の一員となっており、かつ、それぞれの宗教施設など精神的中心を持っていることが重要であったと思われる。[中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.86]

>

[引用] いわゆる「割れたガラス窓効果」が少なかった。これは、法律、道徳違反を見逃すと、急速に拡大再生産されるという現象であるが、このことは極めてまれであった。この点に関して、6千の遺体の迅速な処置は、特に米国で高く評価された。[中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.86]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【04】治安・金融維持対策

【教訓情報】

01. 治安対策のため、警察や民間によるパトロールや、防犯灯などの補修推進「ライトアップ作戦」などが行われた。悪徳業者横行のため相談窓口も開設された。

【教訓情報詳述】

08) 震災時にほとんど物価上昇が見られなかった。

【参考文献】

[参考] 震災時にほとんど物価上昇が見られなかったことについて、さまざまな研究結果を紹介している。これによると、総需要が減少したこと、総供給にはそれほど影響が無かったこと、価格上昇に対して心理的抵抗があったなどの見方があるとされている。[永松伸吾「阪神・淡路大震災からの経済復興と復興財政」『減災 Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.108-109]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【04】治安・金融維持対策

【教訓情報】

02. 被災地における金融機関の被害も大きかったが、政府・日銀による特例措置が実施されるなどの対応が取られた。

【教訓情報詳述】

01) 銀行については、最大450店舗が休業(兵庫県下607店舗中75%)、各種オンライン機能も麻痺したが、2月1日までには全店舗業務再開した。また、郵便局、農協等金融機関の被害も大きかった。

【参考文献】

[参考] 金融機関の対応については[入江さやか 他「大災害時における金融システムの機能と対応」『第4回 国際企業防災シンポジウム』第4回国際企業防災シンポジウム実行委員会(1998/12),p.376-381]にある。

>

[参考] 17日営業できなかった金融機関は計450店舗との大蔵省まとめについては、[福井節男「第2部 第9章 産業・経済への被害」『阪神・淡路大震災誌』朝日新聞社(1996/2),p.290]参照。

>

[引用] 被災地の銀行、郵便局、農協等金融機関の被害も大きかった。兵庫県警による2月の調査では、これら566店舗中、建物倒壊・焼失52、一部損壊52、休業20、系列店での仮営業35、仮店舗23などの状況であった。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本

部(1996/1),p.201-202]

>

[参考] 各民間金融機関の被害については、[『阪神大震災 その時企業は 徹底検証・危機管理』日本経済新聞社(1995/4),p.31-32]にも紹介されている。これによると、三菱銀行では、兵庫支店の入居しているビルが倒壊したため、急きょ神戸支店内に兵庫支店の仮店舗を開設して支店同士の「緊急合併」となった。

>

[参考] 金融機関の再開状況については[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 都市安全システムの機能と体制』土木学会・地盤工学学会・日本機械学会・日本建築学会・日本地震学会(1999/6),p.220-221]も参照。

>

[引用] 郵便局舎の被災及び交通路の遮断等により、郵便局257局において業務が不能となった。このため、代替施設の確保、応援職員の派遣等により、救助用無料郵便物の区分・配達等を含む業務の早期復旧に全力を傾注し、その結果、平成7年1月末には配達業務はすべて回復した。[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.190]

>

[引用] 三宮の兵庫銀行本店。ビルは損壊し、約四百メートル離れた事務センターに対策本部を設けた。ホストコンピューターの回線が傷み、全店舗のCD、ATMが使用不能に。被災店舗は四十五を数えた。「非常時だ」。頭取の吉田正輝は、支店長権限で五十万円を上限に払い戻しに応じるよう命じた。[神戸新聞記事「3. ライフライン / 被災者心理映した日銀券 / 被爆以来の特例措置も」『地域金融のあした第1部 / 震災が生んだ銀行』(2003/1/17),p.-]

>

[参考] 震災前後の被災地における金融市場の動向について、[永松伸吾「阪神・淡路大震災からの経済復興と復興財政」『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.112-113]に、取り巻く環境を含めて概観している。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-11. 二次災害・被害拡大防止

【04】治安・金融維持対策

【教訓情報】

02. 被災地における金融機関の被害も大きかったが、政府・日銀による特例措置が実施されるなどの対応が取られた。

【教訓情報詳述】

02) 大蔵省と日本銀行により「金融特別措置」が実施され、通帳・印鑑なしの預金引き出しが可能となるなどの対応が図られた。また日銀神戸支店には、各金融機関の臨時窓口が設置された。

【参考文献】

[引用] 地震後3日間にいつもの3.8倍の869億3200万円が引き出され、焼けた紙幣の交換も1ヶ月間で524件、4億8900万円にのぼった[読売新聞大阪本社『阪神大震災』読売新聞社(1995/10),p.172-173]

>

[参考] 金融特別措置の実施にいたる過程については、[遠藤勝裕『阪神大震災 日銀神戸支店長の行動日記』日本信用調査株式会社 出版部(1996/3),p.40-45]に詳しい。

>

[引用] 郵便局も20万円を限度に通帳、証書、印章がなくても本人であることを確認して払い戻しを行った。[長谷川慶太郎『危機管理の鉄則』徳間書店(1998/5),p.87]

>

[参考] 日銀神戸支店における各金融機関の臨時窓口設置については、[遠藤勝裕『阪神大震災 日銀神戸支店長の行動日記』日本信用調査株式会社 出版部(1996/3),p.76-84]に詳しい。これによると、1月20日から2月3日までの間、最大時で14行の臨時窓口が開設された。

>

[参考] 金融特別措置については[鈴木浩三『いま東京を大地震が襲ったら 震災復興の経済学』古今書院(1997/9),p.124-125]も参照。

>

[引用] 震災当日から一月末までの動きを見ると、支店から出ていく日銀券は、前年同期より18.9%も増え、戻るケースは70.2%も減った。[神戸新聞記事「3. ライフライン / 被災者心理映した日銀券 / 被爆以来の特例措置も」『地域金融のあした第1部 / 震災が生んだ銀行』(2003/1/17),p.-]

>

[引用] 同日午前九時。京町の日本銀行神戸支店。停電の中、頑丈な玄関のシャッターが、手動の音をきませながら開いた。

「金融業務完遂への中央銀行の意思だ」。支店長の遠藤勝裕が、職員に定時開業の意味を説明した。「お金は経済の血液だ。流しこまないと身体は動かない」

[神戸新聞記事「3. ライフライン / 被災者心理映した日銀券 / 被爆以来の特例措置も」『地域金融のあした

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)
1-11. 二次災害・被害拡大防止
【04】治安・金融維持対策

【教訓情報】

02. 被災地における金融機関の被害も大きかったが、政府・日銀による特例措置が実施されるなどの対応が取られた。

【教訓情報詳述】

03) 証券取引所や商品取引所にも影響があり、また損害保険・生命保険会社等も緊急対応を行った。

【参考文献】

[参考] 大阪証券取引所、各種商品取引所などの被災と再開状況については、[『阪神大震災 その時企業は 徹底検証・危機管理』日本経済新聞社(1995/4),p.126-145]にある。これによると、大阪証券取引所は交通機関のマトにより市場部員が出勤できないため現物株式取引は終日中止、先物取引については午前の取引が中止された。一方、神戸生糸取引所は、他市場と比較して取引再開が遅れる見通しだったことから、急きょ間借りしての再開を決めるひとまぐもあった。

>

[引用] 大蔵省のまとめでは、...(中略)...、証券会社は近畿地区の588店舗のうち、50店舗が休業...(後略)...[毎日新聞朝刊『経済活動まひ状態』(1995/1/18),p.-]

>

[参考] 保険業界の対応については、[『阪神大震災 その時企業は 徹底検証・危機管理』日本経済新聞社(1995/4),p.159-165]参照。これによると、生命保険業界では地震翌日の1月18日に保険金支払いの迅速化措置を決定したほか、地震などの天災では免責される特約についても全額払いを決めた。一方、地震保険については加入申し込みが殺到した。

>

[引用] (日本生命保険(相))
生命保険は、災害関係特約については保険金を削減して支払うことが認められているが、この特約の保険金についても全額支払うことを直ちに決めた。
これと合わせ、保険料の払い込みの一時猶予や支払手続きの簡略化、定理の契約貸し付けの実施、住宅ローンの返済の猶予など、これらの十七日のうちにやつぎばやに決定した。
[『新生・阪神経済 復興を支える企業群』日本工業新聞(1995/11),p.116]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)
1-11. 二次災害・被害拡大防止
【04】治安・金融維持対策

【教訓情報】

02. 被災地における金融機関の被害も大きかったが、政府・日銀による特例措置が実施されるなどの対応が取られた。

【教訓情報詳述】

04) 手形交換所が一時業務停止し、不渡り処分が猶予された。

【参考文献】

[引用] 神戸の手形交換所が1月17日から23日まで、西宮が17日から20日まで、明石が1月17日から18日まで停止した。18日には全国銀行協会によって1月24日に手形交換業務を再開すること、震災関係不渡手形については、不渡り処分を猶予することなどが通知された。

注意すべきことは、これは不渡り処分の免除ではなく猶予に過ぎないことである。関東大震災時のような日銀による再割引も行われなかった。被災企業に対する金融支援措置が自治体などによって利用可能になったことや、震災とは関係なくとも猶予措置を悪用して決済を延期しようとする事例が目立つようになったことを受け、8月2日にこの不渡り処分の猶予措置も廃止された。

[永松伸吾『阪神・淡路大震災からの経済復興と復興財政』『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.112-113]